

第 08-3012 号

兵家浄水場緩速ろ過池更生工事

特記仕様書

令和 8 年度

葛城市水道課

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

この仕様書は、「第 08-3012 号 兵家浄水場緩速ろ過池更生工事」に適用する。

この仕様書、設計書（設計図）に記載のない事項については、公益社団法人日本水道協会発行「水道工事標準仕様書【設備工事編】」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建設工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建設工事標準仕様書（電気設備工事編）」の最新版に準じるものとし、規格等については日本水道協会規格（JWWA）及び日本工業規格（JIS）に準拠すること。その他は監督員との打合せにより決定する。

2. 法令、関係規定の遵守

受注者は工事の施工に当たり、関係する諸法令、基準ならびに規定等を遵守し、業務の円滑な進歩を図るとともに、諸法令等の適用・運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

3. 基本事項

本工事は、契約書、特記仕様書および設計書（以下「設計図書」という）に基づいて行い、設計図書に明記されていない事項については、監督員と協議・確認のうえ実施

する。

なお、本工事への入札を希望する者は、現場説明を希望する場合、入札書提出期限までに葛城市水道課へ事前に連絡をしたうえで、現場説明および調査を行うことができる。

4. 提出書類

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、その他に監督員が必要と認めた書類は追加で提出すること。

ア 承認図

イ 施工計画書（工程表含む）

ウ 施工体系図

エ 使用材料の品質証明書または試験成績表

オ 完成図書（工事記録写真を含む）（2部）

5. 疑義

設計図書に定める事項について疑義等がある場合は、監督員と協議のうえ決定すること。

6. 関係各所への調整・手続

受注者は関係諸官庁、他企業、地元および第三者に対する一切の手続きを行うとともに、その経過については速やかに監督員に報告すること。なお、手続き等に必要な経費は受注者の負担とする。

7. 機械器具および工事用材料の管理

工事に使用する各種材料および機械器具は、工程表に従い工事の進捗に支障の無いよう手配するとともに、品質管理および保管管理等は受注者が行うものとする。

8. 機器の機能保持

受注者は工事完了の際、試験運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

9. 事前調査

受注者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な調査を行い実状を把握のうえ、工事を施工すること。

10.障害物件

工事期間中、障害物件の取扱いについては監督員と協議のうえ監督員の指示に従うこと。

11.衛生管理

受注者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

12.安全管理

受注者は、工事の施工に当たり関係法令を遵守し、労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、安全管理に努めなければならない。

受注者は、酸素欠乏危険個所、高所、地下、道路上その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めなければならない。

受注者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じなければならない。

13.作業時間

作業時間は原則として発注者の勤務時間に倣うこと。ただし、土・日曜、祝日および平日時間外の作業を行う場合には、事前に監督員に報告し承認を得るものとする。

14.工程等の打合せ

受注者は工程等について、事前に監督員と十分な協議および確認、連絡のうえ、浄水場等の運転業務に支障を与えないよう十分注意したうえで、工事を遂行すること。

15.事故および機器の不具合

受注者は、工事施工中に人身事故および第三者に損害を与えた事故、施設または設備機器または周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合は、直ちに監督員および関係各所へ連絡しなければならない。また、受注者の責任に帰する事故および機器等の不具合については、受注者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員へも速やかに報告しなければならない。ただし、責任の所在が明確でない場合には、その都度、監督員と受注者で協議のうえ決定する。

第 2 章 工 事

I.工事目的

本工事は、浄水設備の性能維持を図るため兵家浄水場緩速ろ過池の更生を行うものである。

- ・対象のろ過池は 3 号ろ過池とする。
- ・既設ろ材の洗浄を行なった後に池内に均等に敷き均し、ろ過砂については新ろ材敷均し後に洗浄ろ材を上部へ敷きならすこと。
- ・ろ材搬出時にろ過池躯体の目視点検を実施し、劣化箇所については補修工事を実施すること。
- ・通水開始後、一定の期間の後に水質検査を実施し所定の検査基準を満たすこと。
- ・隣接する 3 号浄水池内の清掃および躯体の目視点検を実施し、劣化箇所については補修工事を実施すること。

II.工事施設

兵家浄水場 3 号緩速ろ過池および 3 号浄水池

寸法

別紙図面のとおり

使用材料

別紙「材料規格」のとおり

Ⅲ.施工

- (1) 設計図書に示された設備が、その機能を完全に発揮できるように施工すること。
と。設計図書に明記の無い場合でも、当然必要な処置は誠実に施工すること。
- (2) 設計図書、監督員の承認を得た承認図および施工図等に従って施工すること。
- (3) 経験豊富かつ優秀な技術を有する技術者を従事させること。
- (4) 資格、認定等を必要とする業務については、当該資格等を有する者に行わせること。
- (5) 大型機材の搬入は計画を立案し監督員の承認を得ること。
- (6) 機器の据付けにあたっては周囲の環境に対して十分考慮するとともに、据付ける機器の性能を害さないよう水平垂直等に対して十分注意して施工すること。
- (7) 受注者は、業務による不良部品等の交換、または特別の機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を監督員に速やかに報告しなければならない。
- (8) 受注者は、他の工事現場が隣接する場合、または同一場所において施工する別途工事がある場合には、常に相互協調し、支障をきたさないように処置しなければならない。

(9) 使用する機器、材料については下記の要件を満たすこと。ただし、JIS等に定められた試験法がある場合はそれに従うこと。

その他、監督員が必要と認めた検査がある場合は試験を実施し、各検査については成績表を提出すること。

①池内使用バックホウ

駆動部についてオイルレス仕様に改造を行い、改造不可な部分については油漏れ対策としてカバー、油吸着シート等を使用した対策を行い、油による池内の汚染がないようにすること。

②使用ろ材・躯体補修材

別紙「材料規格」に適合すること。また施工前に材料承認を行うこと。

(ろ材については試験成績表を添付すること。)

③水質検査

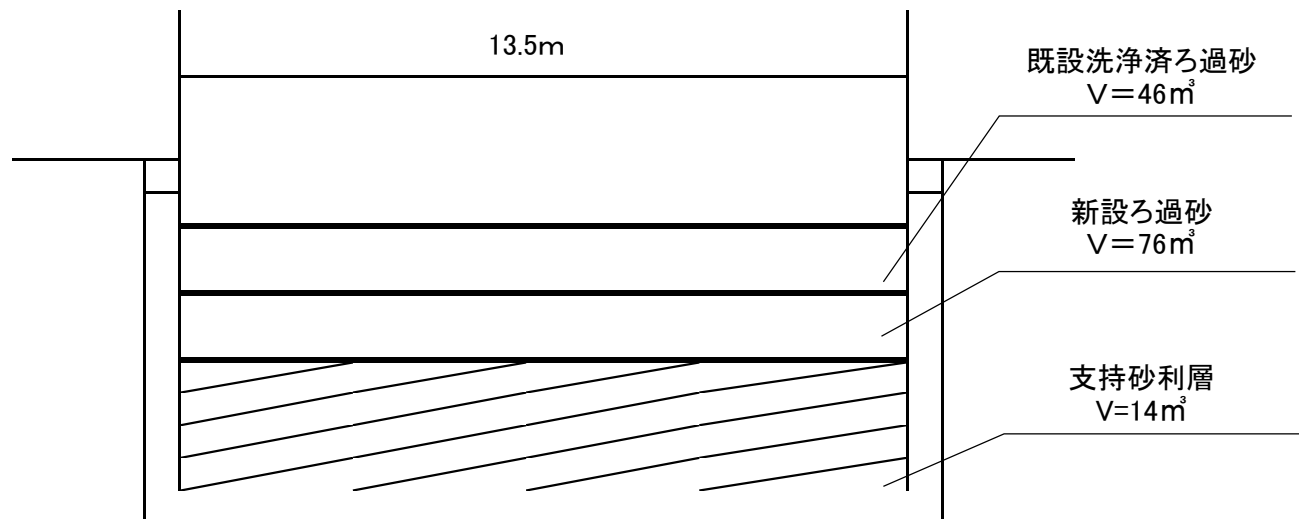
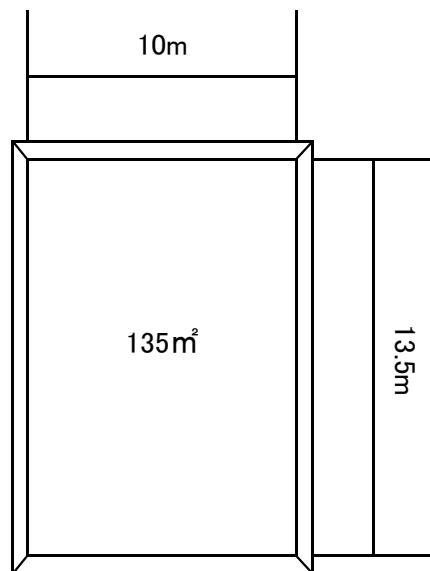
通水後に行う水質検査は「色度・濁度」について検査し、各項目の基準を満たすこと。

なお「濁度」についてはクリプトスポリジウムによる汚染を考慮し、検査基準を「0.1 度」とする。

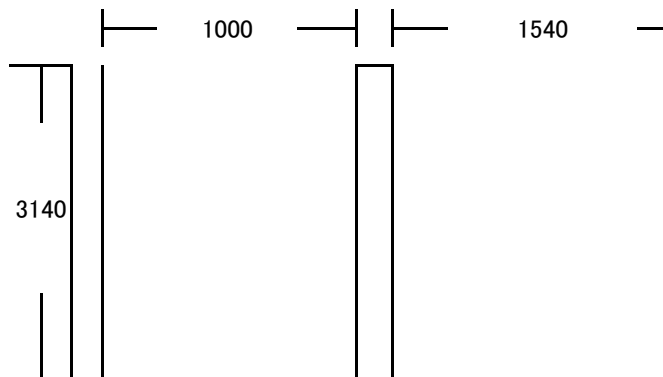
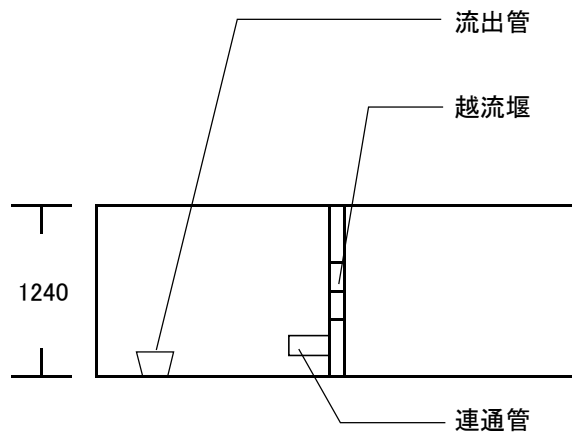
検査の結果、不良個所があれば指定の期日内に手直しを行い、手直し完了

後に再試験を実施すること。

- (10) 工事施工に伴い発生した産業廃棄物の収集、運搬、処分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「労働安全衛生法」並びに「道路交通法」等（特に自動車検査証の最大積載量を超えて運搬しないこと）に基づき適切に対処し、不法投棄等、第三者に損害を与えることのないように行うこと。



番号	第08-3012号		緩速ろ過池	
年度	8	工事名	兵家浄水場緩速ろ過池更生工事	
工事場所			葛城市 兵家 地内	
図面番号			縮尺	
事業主体		葛城市上下水道部水道課		



※単位mm

番号	第08-3012号		浄水池	
年度	8	工事名	兵家浄水場緩速ろ過池更生工事	
工事場所			葛城市 兵家 地内	
図面番号			縮尺	
事業主体		葛城市上下水道部水道課		

材 料 規 格

・緩速ろ過砂の品質規格

「JWWA A103-2006」に適合すること

物性	洗浄濁度(度)	30以下
	密度(g/cm ³)	2.57～2.67
	強熱減量(%)	1.3以下
	摩滅率(%)	3.0以下
	塩酸可溶率(%)	3.5以下
	マンガン付着量(mg/g)	－
浸出性	味	異常でないこと
	臭気	異常でないこと
	色度(度)	0.5以下
	濁度(度)	0.2以下
	鉄及びその他化合物(mg/L)	0.03以下
	マンガン及びその化合物(mg/L)	0.005以下
外観	きょう雑物、偏平又はぜい弱な砂、及び砂鉄などの含有の少ないもの	
寸法	有効径(mm)	0.30～0.45
	均等係数	2.0以下
	最大径(mm)	2.0以下
	最小径(mm)	0.18以上

・躯体補修材について

「厚生労働省令第15号」および「JWWA Z 108」に適合すること
使用想定量 20kg



工事名		図面番号
図面名	兵家浄水場一般平面図	縮尺
設計年月日	年 月 日	1/250
事業主	葛城市水道局	単位%

工事場所：兵家浄水場
住所：葛城市兵家842番地

